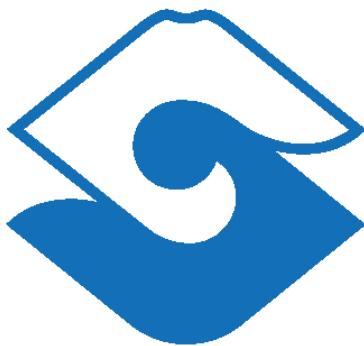


島田
牧之原

令和7年度

指揮車(指揮1号車)

仕様書



静岡市消防局

目 次

1 総則	• • • • 2
2 車両概要及び装注意事項	• • • • 6
3 車両諸元、車体本体装備品	• • • • 7
4 車体装	• • • • 9
5 指揮隊装備(付属)品等	• • • • 13
6 消防用無線装置(動態管理システム)等	• • • • 14
7 付属品	• • • • 15
8 塗装、メッキ、反射テープ、名称の表示及び文字記入等	• • • • 16
9 参考図	• • • • 20

1 総則											
1－1	目的 本仕様書は、静岡市消防局(以下「本市」という。)が令和 <u>7</u> 年度に購入する「指揮車(指揮1号車)」(以下「車両」という。)の仕様書及び関係事項について定める。										
1－2	購入台数 購入台数については <u>2</u> 台である。										
1－3	納入期限等 <table border="1"> <tr> <td>(1) 納入期限</td><td>令和<u>8</u>年<u>3</u>月<u>25</u>日（水曜日）</td></tr> <tr> <td>(2) 車両納入日</td><td>本市と協議し決定する。</td></tr> <tr> <td>(3) 納入場所</td><td> <p>検収後、下記の場所まで搬送すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>島田市旗指 513 番地の 1</u> <u>島田消防署 本署</u> ・<u>牧之原市波津 191 番地 1</u> <u>牧之原消防署 本署</u> <p>なお、納入場所は変更となる可能性があるため、詳細を1－7中間検査時に確認すること。</p> </td></tr> </table>	(1) 納入期限	令和 <u>8</u> 年 <u>3</u> 月 <u>25</u> 日（水曜日）	(2) 車両納入日	本市と協議し決定する。	(3) 納入場所	<p>検収後、下記の場所まで搬送すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>島田市旗指 513 番地の 1</u> <u>島田消防署 本署</u> ・<u>牧之原市波津 191 番地 1</u> <u>牧之原消防署 本署</u> <p>なお、納入場所は変更となる可能性があるため、詳細を1－7中間検査時に確認すること。</p>				
(1) 納入期限	令和 <u>8</u> 年 <u>3</u> 月 <u>25</u> 日（水曜日）										
(2) 車両納入日	本市と協議し決定する。										
(3) 納入場所	<p>検収後、下記の場所まで搬送すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>島田市旗指 513 番地の 1</u> <u>島田消防署 本署</u> ・<u>牧之原市波津 191 番地 1</u> <u>牧之原消防署 本署</u> <p>なお、納入場所は変更となる可能性があるため、詳細を1－7中間検査時に確認すること。</p>										
1－4	適合法令等 <table border="1"> <tr> <td>(1) 順守法令等</td><td>車両の製作は、仕様書及び承認図書によるほか、次に掲げる法令等に適合し、緊急自動車として承認を得られるものとする。 ① 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号） ② 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号） ③ その他の関係する全ての法令、通達等 </td></tr> <tr> <td>(2) 自動車検査証記載事項</td><td> <table border="1"> <tr> <td>① 自動車の種別</td><td>普通</td></tr> <tr> <td>② 用途</td><td>特種</td></tr> <tr> <td>③ 車体の形状</td><td>消防車</td></tr> </table> </td></tr> </table>	(1) 順守法令等	車両の製作は、仕様書及び承認図書によるほか、次に掲げる法令等に適合し、緊急自動車として承認を得られるものとする。 ① 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号） ② 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号） ③ その他の関係する全ての法令、通達等	(2) 自動車検査証記載事項	<table border="1"> <tr> <td>① 自動車の種別</td><td>普通</td></tr> <tr> <td>② 用途</td><td>特種</td></tr> <tr> <td>③ 車体の形状</td><td>消防車</td></tr> </table>	① 自動車の種別	普通	② 用途	特種	③ 車体の形状	消防車
(1) 順守法令等	車両の製作は、仕様書及び承認図書によるほか、次に掲げる法令等に適合し、緊急自動車として承認を得られるものとする。 ① 道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号） ② 道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号） ③ その他の関係する全ての法令、通達等										
(2) 自動車検査証記載事項	<table border="1"> <tr> <td>① 自動車の種別</td><td>普通</td></tr> <tr> <td>② 用途</td><td>特種</td></tr> <tr> <td>③ 車体の形状</td><td>消防車</td></tr> </table>	① 自動車の種別	普通	② 用途	特種	③ 車体の形状	消防車				
① 自動車の種別	普通										
② 用途	特種										
③ 車体の形状	消防車										
1－5	協議事項等 <table border="1"> <tr> <td>(1) 打合せ</td><td> ① 契約後製作前に、早急に本仕様書に基づく打ち合わせを本市と行い、十分な協議を行った上で本車両の設計を開始すること。 <p>なお、打ち合わせの段階で、使用性向上のため、本仕様書に記載されている内容とは異なる改裝等を施工する場合は、双方十分に協議を重ねたうえで契約金額に変動を及ぼさないものに限り仕様変更を可能とする。</p> ② 車両に関する全ての事について、受注者は本市の担当者と連絡をとること。 </td></tr> <tr> <td>(2) 変更及び疑義</td><td>本仕様書に疑義が生じた時又は、使用する車両の規格等により、本仕様書に記載され</td></tr> </table>	(1) 打合せ	① 契約後製作前に、早急に本仕様書に基づく打ち合わせを本市と行い、十分な協議を行った上で本車両の設計を開始すること。 <p>なお、打ち合わせの段階で、使用性向上のため、本仕様書に記載されている内容とは異なる改裝等を施工する場合は、双方十分に協議を重ねたうえで契約金額に変動を及ぼさないものに限り仕様変更を可能とする。</p> ② 車両に関する全ての事について、受注者は本市の担当者と連絡をとること。	(2) 変更及び疑義	本仕様書に疑義が生じた時又は、使用する車両の規格等により、本仕様書に記載され						
(1) 打合せ	① 契約後製作前に、早急に本仕様書に基づく打ち合わせを本市と行い、十分な協議を行った上で本車両の設計を開始すること。 <p>なお、打ち合わせの段階で、使用性向上のため、本仕様書に記載されている内容とは異なる改裝等を施工する場合は、双方十分に協議を重ねたうえで契約金額に変動を及ぼさないものに限り仕様変更を可能とする。</p> ② 車両に関する全ての事について、受注者は本市の担当者と連絡をとること。										
(2) 変更及び疑義	本仕様書に疑義が生じた時又は、使用する車両の規格等により、本仕様書に記載され										

	ている内容とは異なるぎ装等を施工する必要がある時は、受注者は速やかに本市に連絡のうえ、文書及び図面をもって本市と協議すること。																								
1－6	<p>承認図について</p> <p>(1) 承認後の製作</p> <p>受注者は、契約締結後、速やかに本市と製作上の細部にわたり十分な打合せを行った上で、本市に承認図を提出し、承認を受けた後、本車両の製作を開始すること。</p> <p>なお、書類については下記（5）のとおり。</p> <table border="1"> <tr> <td>(2) 期限</td><td>打ち合わせの進捗状況により決定する。</td></tr> <tr> <td>(3) 承認図の規格</td><td>A4判ファイルまたはPDFデータ</td></tr> <tr> <td>(4) 承認図の部数</td><td>2部（PDFデータの場合には1部とする。）</td></tr> <tr> <td colspan="2">(5) 提出書類詳細（PDFデータによる提出を可能とする。）</td></tr> <tr> <td colspan="2">① ぎ装工程表（中間検査、完成検査、検収予定日を明記すること。）</td></tr> <tr> <td colspan="2">② 車体図面関係等（下記に準じて提出すること。）</td></tr> <tr> <td></td><td>シャシ2面図（A3判）</td></tr> <tr> <td></td><td>車体ぎ装5面図（前面・後面・左側面・右側面・上面：A3判）</td></tr> <tr> <td></td><td>諸元明細書（シャシ、ぎ装、主要付属品、取付品）</td></tr> <tr> <td></td><td>車体本体改造図（赤色警光灯、電子サイレン、電子サイレンアンプ、消防無線装置等が記入されたもの。）</td></tr> <tr> <td></td><td>電気配線図</td></tr> <tr> <td colspan="2">(6) その他、必要書類が生じた場合は別途指示する。</td></tr> </table>	(2) 期限	打ち合わせの進捗状況により決定する。	(3) 承認図の規格	A4判ファイルまたはPDFデータ	(4) 承認図の部数	2部（PDFデータの場合には1部とする。）	(5) 提出書類詳細（PDFデータによる提出を可能とする。）		① ぎ装工程表（中間検査、完成検査、検収予定日を明記すること。）		② 車体図面関係等（下記に準じて提出すること。）			シャシ2面図（A3判）		車体ぎ装5面図（前面・後面・左側面・右側面・上面：A3判）		諸元明細書（シャシ、ぎ装、主要付属品、取付品）		車体本体改造図（赤色警光灯、電子サイレン、電子サイレンアンプ、消防無線装置等が記入されたもの。）		電気配線図	(6) その他、必要書類が生じた場合は別途指示する。	
(2) 期限	打ち合わせの進捗状況により決定する。																								
(3) 承認図の規格	A4判ファイルまたはPDFデータ																								
(4) 承認図の部数	2部（PDFデータの場合には1部とする。）																								
(5) 提出書類詳細（PDFデータによる提出を可能とする。）																									
① ぎ装工程表（中間検査、完成検査、検収予定日を明記すること。）																									
② 車体図面関係等（下記に準じて提出すること。）																									
	シャシ2面図（A3判）																								
	車体ぎ装5面図（前面・後面・左側面・右側面・上面：A3判）																								
	諸元明細書（シャシ、ぎ装、主要付属品、取付品）																								
	車体本体改造図（赤色警光灯、電子サイレン、電子サイレンアンプ、消防無線装置等が記入されたもの。）																								
	電気配線図																								
(6) その他、必要書類が生じた場合は別途指示する。																									
1－7	<p>中間検査</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 検査時期</td><td>外装、内装が概ね完成した時期とする。</td></tr> <tr> <td>(2) 検査場所</td><td>受注者指定場所</td></tr> <tr> <td>(3) 提出書類</td><td>中間検査依頼書を提出すること。 提出期限 中間検査の概ね30日前まで</td></tr> <tr> <td>(4) 検査項目</td><td>車体本体 車体ぎ装（取付位置等） 指揮隊装備（付属）品等 各装置の位置、機能等の確認 その他必要な事項</td></tr> <tr> <td>(5) 指摘事項等</td><td>検査時の指摘事項は検査後すみやかに改修するとともに、措置内容等を明確にし、必要に応じて写真を添付し、本市あて報告すること。</td></tr> </table>	(1) 検査時期	外装、内装が概ね完成した時期とする。	(2) 検査場所	受注者指定場所	(3) 提出書類	中間検査依頼書を提出すること。 提出期限 中間検査の概ね30日前まで	(4) 検査項目	車体本体 車体ぎ装（取付位置等） 指揮隊装備（付属）品等 各装置の位置、機能等の確認 その他必要な事項	(5) 指摘事項等	検査時の指摘事項は検査後すみやかに改修するとともに、措置内容等を明確にし、必要に応じて写真を添付し、本市あて報告すること。														
(1) 検査時期	外装、内装が概ね完成した時期とする。																								
(2) 検査場所	受注者指定場所																								
(3) 提出書類	中間検査依頼書を提出すること。 提出期限 中間検査の概ね30日前まで																								
(4) 検査項目	車体本体 車体ぎ装（取付位置等） 指揮隊装備（付属）品等 各装置の位置、機能等の確認 その他必要な事項																								
(5) 指摘事項等	検査時の指摘事項は検査後すみやかに改修するとともに、措置内容等を明確にし、必要に応じて写真を添付し、本市あて報告すること。																								
1－8	<p>検収（完成検査）</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 検査時期</td><td>車体ぎ装等すべて完了した時期とする。</td></tr> <tr> <td>(2) 検査場所</td><td>本市指定場所</td></tr> <tr> <td>(3) 提出書類</td><td>自動車検査証 (写し・4部)</td></tr> </table>	(1) 検査時期	車体ぎ装等すべて完了した時期とする。	(2) 検査場所	本市指定場所	(3) 提出書類	自動車検査証 (写し・4部)																		
(1) 検査時期	車体ぎ装等すべて完了した時期とする。																								
(2) 検査場所	本市指定場所																								
(3) 提出書類	自動車検査証 (写し・4部)																								

	(P D F データでの提出を可能とする。なお、P D F データの場合には各 1 部とする。)	自動車損害賠償責任保険証明書 緊急自動車届出確認書 保管場所標章番号通知書 リサイクル券 ETC 車載器セットアップ申込書（保存用） 納入内訳書(本市から指示する様式・提出前に指示する) 完成図面 （承認図提出時の図面に準ずるが、打合せ時に修正箇所等が生じた場合は、修正済みの図面を提出すること。[電気配線等含む維持管理上必要な図面 1 式及び装パーツリスト含む]） 納入物品等一覧表 本車両に使用する、装備品(装備、積載及び付属品)及び部品(装部品及び電装品)並びに材料等の物品が記載されたもの。 車体本体取扱説明書 各種装備品及び附属品等取扱説明書 各種積載品等取扱説明書 各種保証書 工程写真 その他本市で指示するもの。(部数は指示する。)	(写し・4 部) (写し・4 部) (写し・4 部) (写し・4 部) (写し・2 部) 1 部 2 部 1 部 1 部 1 部 1 部 1 部 1 部 必要数
1-9	緊急自動車申請関係 (1) 緊急自動車申請事務 (2) 期限 (3) 部数 (4) 提出書類 (P D F データでの提出を可能とする。)	警察署への申請等の対応はすべて受注者が行うこと。 車両の納入の概ね 30 日前まで 1 部 シャシ譲渡証明書 物品売買契約書 改造関係 完成写真	写し 表題部と署名捺印部を写す。 改造自動車等審査結果通知書(控)又は新規検査等届出書(5 面図を A 3 判又は A 4 判用紙に入れる。) (カラー、前・後・左・右の 4 枚 1 組、本市の名前が車体左右に表示されていること。)
1-10	新規登録 (1) 新規登録事務 (2) 法令等適合	新規登録事務は、受注者が全ての手続きを行い新規登録検査に合格後納車すること。 車両が法令等に不適合な問題等が発生した場合は、受注者が責任をもって解決すること。	

	(3) 費用負担	新規登録に伴う費用(自動車損害賠償責任保険・重量税・自動車リサイクル料金を除く)は受注者の負担とする。
	(4) 自動車損害賠償責任保険・重量税・自動車リサイクル料金の請求	登録時は受注者が先に支払うこととし、納入時に本契約とは別にその金額を請求すること。 自動車損害賠償責任保険については25か月の加入とする。 保険契約者住所：静岡県静岡市葵区追手町5番1号 保険契約者氏名：静岡市
1-11	車両の管理等	
	(1) 納入前の損傷等	受注者は納入前に車両が損傷等した場合は本市に速やかに連絡し、一切の責任を負うこと。
	(2) 最終点検等	車両納入の際には車体本体、ぎ装部分及びその他全ての部分の点検整備(洗車等を含む)を実施後に納入すること。
	(3) 取扱説明	本市が指示する回数、日時及び場所で、取扱説明を実施すること。
	(4) 費用負担	上記について費用の負担は、全て受注者負担とする。
1-12	保証	
	(1) 車両、車体本体部	メーカー標準とする。
	(2) 車体ぎ装部	納入後1年とする。1年未満の部分がある場合は、ぎ装部ごとの保証期間を一覧表にして提出すること。
	(3) 保証期間中	車両(装備品等含む)修理、輸送等無償で保証すること。
	(4) 保証期間後	設計、製作、材質等の不備による受注者側の責任とされる故障等が発生した場合は、本市が車両を使用する期間中は無償で保証すること。
1-13	サービス点検	
	(1) 車両、車体本体部	受注者標準とする。
	(2) ぎ装部(赤色灯等)	納入後1年経過直前(保証期限切れ前)
1-14	その他	
	(1) 書類様式 (本市が指定する書類はPDFデータによる提出を可能とする。)	様式は基本的にA4判縦の横書き、左側の縦綴じとする。 写真にあっては、L判、カラー、光沢紙で、A4判ファイルに綴じること。 デジタル写真の場合上記に準じた印刷とする。
	(2) 新製品等	契約後、本仕様書に記載してある装備品、積載品及び付属品等に新製品等が発表され、変更を余儀なくされる場合は協議し承認を得ること。 発表された新製品等が、本仕様書に記載してある装備品、積載品及び付属品等と比較して、機能性および性能等が向上した場合等は本市に速やかに連絡をとり対応を協議すること。

	(3) 同等品の取扱い	本仕様書に記載の装備品、積載品及び付属品等は、同等以上の規格性能を有し、また取付け、積載スペースの関係で寸法等が本仕様書に適合するとともに、契約金額に変動を及ぼさないものに限り、それを証明する書類を本市に提出し、本市が承認した場合に同等品と認めるものとする(1-6承認図提出時確認すること。)。
	(4) 製造中止等	本仕様書に記載の装備品、積載品及び付属品等で製造中止等が判明した場合は、それらの後継機種で、かつ、必要な性能、規格を満たすものであると本市が認めれば、当該後継機種を納品することができる。
	(5) 燃料	車両納車時には燃料タンク(車両、付属品及び携行缶)の表示容量を満たすこと。(満タンで納車)
	(6) 補足	契約後における仕様書上の疑義は、すべて本市の解釈によるものとする。 打合せ時等に本市が指示した事項は、この仕様書の追補とする。 車両運用上当然必要となる機能、装備品等については、本仕様書に明記されていなくても備えること。 その他、本仕様書に明記されていない点は、受注者公表の標準仕様とする。 車両製作に当たり、仕様書内に工業所有権(特許権)その他の法令等に抵触する問題が生じた場合は、受注者が解決し、その旨を本市に報告すること。 経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられていない業者であること。

2 車両概要及びぎ装注意事項

2-1	車両概要	
	型別等	車内において指揮活動を行うための空間を有すること。 緊急走行が可能であること。 消防用無線装置(動態管理システム)等
2-2	ぎ装の注意事項等	
	(1) 指揮活動	指揮活動に必要な装備品について各々機能を損なうことなく安全かつ確実に積載できること。 本仕様書において、品名指定されていない装備品等については、車両の運用に支障をきたさないよう適正なものを使用すること。
	(2) 重量、バランス強度等	走行性能を考慮し、車両重量の軽量化及び車体のバランスを適正にすること。

		<p>車体強度は十分考慮すること。</p> <p>消防活動に必要なアプローチアングル、ランプブレーキオーバーアングル、デパーチャーアングル、最低地上高を考慮すること。</p> <p>整備性を考慮すること。</p>
	(3) 組み立て精度及び仕上げ	<p>組み立て精度及び仕上げは十分注意すること。</p> <p>各部の接合部のチリ及び隙間等は精度を高くする。</p> <p>防水の必要箇所は完全な処理をすること。</p>
	(4) 溶接	<p>溶接部分の強度には十分注意すること。</p> <p>必要な箇所は点づけではなく全周及び開先溶接等とする。</p>
	(5) 材料及び材質等	<p>指示するものを除き金属とすること。</p> <p>材料等は何れも新品を使用すること。</p> <p>特に指示するものを除き JIS 規格品(同等品可)を使用すること。</p> <p>プラスチックは難燃製品とすること。</p> <p>ゴムは耐油性を考慮すること。</p> <p>木材は十分乾燥させ、変形、たわみ等が無いようにすること。</p>
	(6) 電気配線	<p>配線は、絶縁性及び耐久性に優れたもので、各電装品の容量以上のものを必要に応じて色分けして使用すること。</p> <p>振動及び接触により短絡しない構造とする。</p> <p>配線及び電装品の端子等は、燃料配管及びブレーキ配管との接触を避けること。</p> <p>雨水のかかる部位の端子等は防水処理を施すこと。</p> <p>熱の影響を受ける部分は、耐熱性ケーブルの使用又は遮熱板の取付等、断熱処理を施すこと。</p> <p>配線がボディ等を貫通する部分は、グロメット等で摩耗防止処理を施すこと。</p> <p>車内床部分等でケーブルが摩耗する恐れがある部分は、保護管等により摩耗防止処理を施すこと。</p>

3 車両諸元、車体本体装備品

3-1	車両諸元	下記に掲げる規格、仕様等に適合すること。
	(1) 車体形状	使用する車両は、ワンボックス型車両のスーパーロングバンのハイルーフとする。
	(2) 車体構造	全有蓋で密閉式構造のものとし、振動、衝撃等を十分に緩衝し、消防活動上安全であること。
	(3) 左側リヤサイドドア	車体側面にスライド式のサイドドアを有すること。

	(4) バックドア	車体後面に跳ね上げ式のバックドアを有すること。
	(5) 全長	概ね 5.5m 以下
	(6) 全幅	概ね 1.9m 以下
	(7) 全高	概ね 2.5m 以下 無線アンテナを除く
	(8) 乗車定員	4人以上
	(9) 使用燃料	ガソリン 給油口に表示させること。
	(10) 総排気量	2,650 cc以上
	(11) 最大出力	150PS 以上
	(12) アイドリングコントロール	オートアイドルアップシステムを装備すること。
	(13) 変速装置	オートマチックトランスミッション
	(14) 駆動方式	4輪駆動(全輪駆動)
	(15) ステアリング装置	右ハンドル・パワーステアリング
	(16) ブレーキ装置	ABS 装置付
	(17) タイヤ	標準装備品 <u>2025年製</u> 以降のものであること。 納車時は付属品タイヤ(スタッドレスタイヤ)を装着すること。
	(18) 燃料タンク容量	概ね 65L 給油口に表示させること。
	(19) 安全装備	法令適合品
3-2	車体本体装備品 車体本体メーカー公表の装備のほか、下記に掲げるものを装備し、車両本体に適合するものとすること。	
	(1) ヘッドライト	1式 LED式とする
	(2) フォグランプ	1式 車両純正品
	(3) 路肩灯	1式 左右後輪の前部に設置し、点灯はスマートライト連動とする。
	(4) その他必要な照明	必要数 その他、照明が必要な箇所の照明を装備する。
	(5) オルタネーター	1式 メーカー設定の最大
	(6) バッテリー	1式 メーカー設定の最大 外国製の場合は「JIS」規格に適合すること。 バッテリー収納部は容易に点検整備を行うことができる構造とする。
	(7) 運転席・助手席エアバッグ	1式 車両純正品

	(8) パワーウィンドウ	1式	運転席及び助手席
	(9) 集中ドアロック	1式	各ドア部分
	(10) ドア開放警告灯	1式	運転席内に各ドアの開放時作動する警告灯を設けること。
	(11) カーナビゲーション	1式	テレビ機能視聴不可とすること。 モニター7インチ以上のSD式とする。 全周囲カメラのモニターを表示できること。
	(12) バックカメラ	1式	法令適合品
	(13) ラジオ(AM/FM)	1個	車両純正品又はカーナビゲーション内蔵式。
	(14) ドライブレコーダー	1個	コムテック製 ドライブレコーダー HDR204G 又は同等品。MicroSDHCカード32GB以上(ドライブレコーダー一本体に適合する容量)を2枚付属させ、1枚分の収納ケースを付属すること。
	(15) 全周囲カメラ	1個	車両純正品 バックギア及び切り替えスイッチに連動して作動すること。
	(16) ETC (電子料金収受システム)	1個	セットアップ済であること。
	(17) フロントエアコン	1式	車両純正品
	(18) リヤクーラー・ヒータ 一	1式	車両純正品
	(19) 後退警報機	1式	デンソーボイスアラーム又は同等品(解除スイッチ付き)
	(20) ドアミラー	1式	左右各1
	(21) 助手席用補助ドアミラー	1個	左ドアミラー上部に後方確認用ミラーを取り付けること。
	(22) 電子インナーミラー	1個	メーカー公表標準型 フロントガラス上部付近
	(23) サイドバイザー	1式	車両純正品 運転席及び助手席
	(24) プライバシーガラス (フィルム)	1式	フロントガラス及びフロントサイドガラスを除く 詳細は1-5-(1)打合せ時又は1-7中間検査時に指示する。
	(25) 熱線リヤウィンドウ	1式	車両純正品
	(26) マッドガード	1式	車両純正品
	(27) フロントコーナーセンサー	1式	車両純正品

4 車体外装

車体本体メーカー公表の装備のほか、下記に掲げる装備とすること。

4-1	車体外装(一部電装品を含む)
-----	----------------

	(1) 消防章	1式	クロムメッキ・直径 150 ミリ 直径に応じた裏板付き又は同等の施工方法とする。
	(2) 赤色警光灯	1式	大阪サイレン NF-ML-VK2M-LA1 B ピラー上部に自在金具を使用し取付けること。
	(3) 補助赤色警光灯(前側)	2個	大阪サイレン LFA-100 フロントバンパー上部
	(4) 補助赤色警光灯兼作業灯(側面)	4個	大阪サイレン LFIA-300 側面上部
	(5) 補助赤色警光灯(後面)	2個	大阪サイレン LFA-200 側面上部
	(6) 標識灯	1個	黄色(赤色警光灯内蔵・スマールランプに連動)
	(7) 電装品取付台	1式	車体上部に取付け(車体前後に概ね 80 センチメートル) ・アルミ縞板製 ・無線アンテナ等を取付けること。
	(8) その他		上記(3)～(5)については垂直に取付け、側面と後部の取付台の材質については、アルミまたは樹脂製等とする。
4-2	車体内部		
	(1) 車体内部全般	1式	車体内部天井は車体本体標準仕様の内装とすること。 (配線類の点検ができる構造とすること。) 車体内部側面は木製のトリムボードとすること。
	(2) シート	1式	前席については2人分(運転席・助手席)とすること。 後席については2人分とすること。 ・ヘッドレスト付シート ・バタフライシート シートカバー(防水性)を製作し取付けること。 運転席と助手席は独立した構造とする。
	(3) シートベルト	1式	座席については、すべて3点式シートベルト付きとする。
	(4) センターコンソール	1式	金属製とし、以下のものを取付けること。 ①サイレンアンプ ②10連スイッチ ③移設する無線機のうちの1台 ④移設するAVM ⑤リレーボックス 可能な限り収納スペースを設けること。 センターコンソールの配置については、参考図4を参照することとし、詳細については、1-5-(1)打合せ時に協議し決定する。

	(5) 机	1式	100V コンセントを取付けること。 12V コンセントを取付けること。 車両のバッテリー交換等を考慮した構造とすること。 引出し収納を取付けること。 強度、耐水性に優れた素材とする。
4-3	電装品		
	(1) サイレンアンプ	1式	大阪サイレン TSK-D151 マイク付き 又は同等品 ・音声合成仕様 ①スイッチ1『救急車が通ります。進路を譲ってください。』 ②スイッチ2『交差点に進入します。ご注意ください。』 ③スイッチ3『緊急自動車が出動します。ご注意ください。』 ④方向指示器『右へ曲がります。ご注意ください。』 ⑤方向指示器『左へ曲がります。ご注意ください。』 ⑥感謝メッセージ『ご協力ありがとうございます。』 上記①、②及び⑥についてはスイッチを運転席ハンドル部及び助手席の2か所に取り付けること。 上記③のスイッチについて、運転するものが操作可能な位置に取り付けること。
	(2) サイレンスピーカー	1式	50W型×2 (赤色警光灯に内蔵)
	(3) フレキシブルマイク	1式	大阪サイレン UD-200TTC 又は同等品 運転席部に取付け、入切スイッチを設置すること。
	(4) モーターサイレン	1式	大阪サイレン 5SA型又は同等品 (赤色警光灯に内蔵) スイッチを運転席及び助手席の2か所に取付けること。
	(5) インバータ	1個	600W以上 正弦波
	(6) DC12V	2口	シガーライター式を後部座席付近に設置すること。 設置位置は、1-5-(1)打合せ時に指示する。
	(7) 前・後席・荷台用照明	3式	小糸製作所 LEDCL12TL 各部にスイッチ(前席を除きガード付き)を設けること。
	(8) マップランプ(前席用)	3個	運転席及び助手席のピラー部分、後席サイドスライドドア上部付近に取付け
	(9) バックドア内側照明	2式	小糸製作所 LEDCL12TL バックドア内側にガード付とし、スイッチ(ガード付)を設けること。
	(10) その他必要な照明	必要数	その他、必要な箇所の照明
4-4	スイッチ類及びヒューズ		

	(1) モーターサイレンスイッチ及び音声合成スイッチ等	1式	大阪サイレン製 SBW-D1 音声合成、モーターサイレン、作業灯、フレキシブルマイク等のスイッチを配置する。 スイッチの配置等については、1-5-(1) 打合せ時に指示する。
	(2) 運転席用、助手席用のスイッチ	1式	フレキシブルマイク、インバーターメインのスイッチを設置すること。
	(3) ヒューズボックス	1式	電装品ボックスを設け、可能な限り装用ヒューズボックスを集中して取付けること。
4-5	各種収納装置等		
	(1) 荷台構造部	1式	<p>①二重フロア構造(上面はアルミ縞板張り)とし、下段は収納5-11の現場指揮機が収納可能な構造とし、一部に長尺(概ね1.2m程度)の資機材を積載可能にすること。</p> <p>②下段の収納部には飛び出し防止のベルト等を設けること。</p> <p>③車体後部の収納庫の大きさ位置等については、概要図内の収納庫A、収納庫Bを参照。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・棚等については強度を有すること。 ・資機材の飛び出し防止措置を図ること。 ・必要に応じて固定装置を設けること。 ・収納庫上部には枠等を設けること。 <p>④金属製を基本とすること。</p> <p>⑤棚には滑り止めのゴムシート等を貼り付けること。</p> <p>⑥可能なかぎり有効な収納スペースを設けること。</p> <p>●プリンターの作業性を考慮し製作すること。</p>
	(2) 荷台部 収納棚A	1式	<p>①2段式とし、高さ調整可能な棚を設けること。</p> <p>②天板部には、可動式の手摺りを設けること。(資機材の出し入れを考慮)</p>
	(3) 荷台部 収納棚B	1式	<p>①3段式(上段・中段・下段)の構造を基本とする。</p> <p>②天板部には、可動式の手摺りを設けること。(資機材の出し入れを考慮)</p> <p>③中段は3区分とし、高さ調整可能な棚を設けること。</p> <p>④下段は、ストレッチャー式の現場指揮機が容易に出し入れできる構造(ローラー式)とし、車体と接触する恐れがある箇所には、保護処理を施すこと。また、長尺(概ね1.2m)の資機材が収納可能な構造とすること。</p>

			⑤空気呼吸器取付装置を2か所に取付けること。 ⑥発動発電機の固定装置を取り付けること。
(4) ルーフサイド収納	1式		①後部座席部の車内ルーフサイドにパンチングメタルを使用した収納を設けること。 ②大きさ、取付位置等については1-5(1)打合せ時に指示する。
(5) 物入れネット	1式		①車内天井部分に物入れネットを取り付けること。 ②大きさ、取付位置、取出方向等については1-5(1)打合せ時に指示する。
(6) 物掛けフック	1式		①ステンレス製ウォールフックを取り付けること。 ②取付位置については1-5(1)打ち合わせ時に指示する。
(7) 後部座席下収納	1式		①後部座席の下には収納庫を設けること。 ②アルミ縞板等で施工すること。 ③構造等については1-5(1)打合せ時に指示する。
(8) その他	1式		消火器を収納庫B付近に取付けること。
4-6	その他		
	保護用当て板等	1式	①フロントステップ部の上面部、乗降口周辺、積載又は収納器具、物品の固定箇所等で、乗降時の足のせ、器具、物品の着脱時の衝突、積載又は収納中の器具、物品との接触等により車内の内張り材料や塗装面等が傷つくおそれのある箇所にはアルミ保護板等による保護処置をすること。 ②各器具等の固定装置取付け部、固定装置、相当の荷重が掛かる部分の側壁等には十分な補強を施し、走行中の振動にも耐えられる強度を有すること。

5 指揮隊装備(付属)品等

	品名	数量	規格等
5-1	資機材固定用ベルト及びゴムネット	必要数	適製品
5-2	空気呼吸器取付装置	2式	ウォーカーウェイブラケット
5-3	多機能プリンター	1式	エプソン製 コピー機能・6色インク(別体式) ・メモリーカードダイレクト印刷・液晶モニター付き
5-4	時計	1式	デジタル式電波時計
5-5	ポータブル電源	1式	アンカー製 A1762
5-6	作業灯	1個	モリタ製 Nomad360
5-7	延長コード	2本	ハタヤ FX-103K(黄色)
5-8	強力ライト	計6本	①ジェントス UT-3200H × 3本

			単2形アルカリ乾電池×9本（本体3本で電池27本） ②ジェントス BR-AG10M ×3本 単3形アルカリ電池×6本（本体3本で電池18本）
5-9	ボルトクリッパー	1本	絶縁ボルトクリッパーZBC(サイズ600ミリ)
5-10	キークース	1個	ジョインテックス キーボックス 差し込みキーホルダータイプ
5-11	現場指揮機 (移動式指揮盤)	1式	平和機械 HS-08
5-12	ホワイトボード	2式	特注(表・文字等の印刷あり)仕様 900ミリ×600ミリ ※印刷内容については、1-5-(1) 打ち合わせ時に指示する。
5-13	携帯拡声器	2式	ノボル電機 TS-634 単3形アルカリ電池×12本（2式で電池24本）
5-14	折りたたみ式矢印板	1台	ポーターアロー(表：立入禁止 裏：活動中 赤に白文字)
5-15	カラーコーン	2本	ジャバラコーン
5-16	合図灯	3本	LED式（適合する電池付）
5-17	救命胴衣	3着	東洋物産 レスキュー用スタンダードモデル TV-41（赤色）
5-18	夜光チョッキ	3着	ナカネ カスタムメイドベスト 緑色メッシュ・蛍光黄色キューブ
5-19	レーザーpointer 一	2式	ELA-R200N

6 消防用無線装置(動態管理システム)等

車両2台のうち、島田指揮1号車のみ該当事項であり、牧之原指揮1号車は無線機、AVMの配線の引きまわし処理のみを実施すること。

	品名	数量	型式・規格等
6-1	無線（詳細は承認図打合せ時指示）		
	(1) 救急用無線機 取付け	1式	救急用無線機等を本市の指定する位置に取り付けること。 他の車両からの移設、又は本市の支給品の取り付け等について承認図打合せ時に指示する。
	(2) 無線アンテナ の取付け	1式	アンテナ専用取付け台2基（デジタル用2式）を車両上部に設けること。 配線を露出させないこと。 取り付け位置については1-5-(1) 打合せ時又は1-7中間検査時に指示する。
	(3) 送受話機の取 付け（運転室）	1式	送受話器を取り付けること。 詳細については1-5-(1) 打合せ時又は1-7中間検査

	内)		時に指示する。
(4) 送受話機の取付 け(後部席内)	1式	送受話器を取り付けること。 詳細については1-5-(1)打合せ時又は1-7中間検査時に指示する。	
(5) スピーカー取付け	必要数	詳細については1-5-(1)打合せ時又は1-7中間検査時に指示する。	
(6) 配線工事	1式	極力室内に露出しないようにすること。 ただし、必要な箇所には点検口を設けること。 また、配線を敷設する上で、摩擦等による損傷のおそれのある箇所には、配線の保護措置を施すこと。 ただし、必要な箇所には点検口を設けること。 また、配線を敷設する上で、摩擦等による損傷のおそれのある箇所には、配線の保護措置を施すこと。	
(7) 無線電源	1式	電源供給用の電源端子台を点検整備が容易な位置に設けること。	
(8) 注意事項		電波法に基づく、事務処理を行うこと。	
(9) その他	1式	無線障害(雑音)防止のため、アースボンディングを必要に応じて施工すること。 また、事故防止のため電源ケーブルのバッテリー側には、ヒューズ又はヒュージブルリンク等を設置すること。	
6-2	AVM(車両動態管理装置)		
	AVMの取付け	1式	AVM各装置を本市の指定する位置に取り付けること。 他の車両からの移設、又は本市の支給品の取り付け等について承認図打合せ時に指示する。 上記、車両に取り付ける車両動態管理装置の各装置(モニターボックス取付金具・外部接続装置・AVM用通信アンテナ等)以外で、その他の機器類(ルーフトップアンテナ、アンテナケーブル、電源ケーブル、その他取付けに必要な機器)は、移設する機器に適合するものを受注者が必要量負担し AVM 移設作業前に取り付けること。 車両動態管理装置に電源を供給するための電源端子台を点検整備が容易な位置に設けること。 各構成機器の接続ケーブルを配線すること。
7	付属品(数量については、1台あたり)		
	品名	数量	規格等
7-1	予備タイヤ	1本	ホイール付き 2025年製以降のタイヤを使用すること。

7-2	スタッドレスタイヤ	4本	ホイール付き 2025年製以降のタイヤを使用すること。
7-3	タイヤチェーン	1式	スチール製（バンド付き）又は合成樹脂製
7-4	車輪止め	2個	硬質ゴム製又は合成樹脂製
7-5	非常用信号灯	1個	法令適合品（LED式・乾電池付き）
7-6	停止表示板	1個	法令適合品
7-7	フロアマット	1式	車両純正品
7-8	ブルルターケーブル	1式	車両電圧対応品（長さ概ね5m）
7-9	牽引ロープ等	1式	車両重量対応品（ロープ又はワイヤー）
7-10	燃料携行缶	1缶	金属製20L用（ガソリン用・検定品）納車時満タン
7-11	キー・スペアキー	5本	標準付属品を含む（うちリモコン付きは3本） 各鍵にはカラビナ（SK11 CRABINER FLAT B TYPE 6×60mm） を付属させ、鍵を取り付けた状態で納品すること。
7-12	補修用塗料	1式	車両に使用している塗色（100cc程度）
7-13	予備電球	1式	標準付属品以外に、車両に使用しているすべての規格のものを、各1個付属すること。
7-14	予備ヒューズ	1式	標準付属品以外に、車両に使用しているすべての規格のものを、各1個付属すること。
7-15	車両整備用具	1式	車両に標準で付属する工具1式（ジャッキ1式を含む）
7-16	消火器	1本	自動車用粉末ABC消火器（薬剤1.8kg）1本を取り付けること。 他の装置及び救急活動に支障のない位置に強固に取付け、取出しが容易であること。 2025年製以降のものを取り付けること。 ホース先端の持ち手部分がネジ式の場合、振動により緩まないような措置を講ずること。

8 塗装、メッキ、反射テープ、名称の表示及び文字記入等

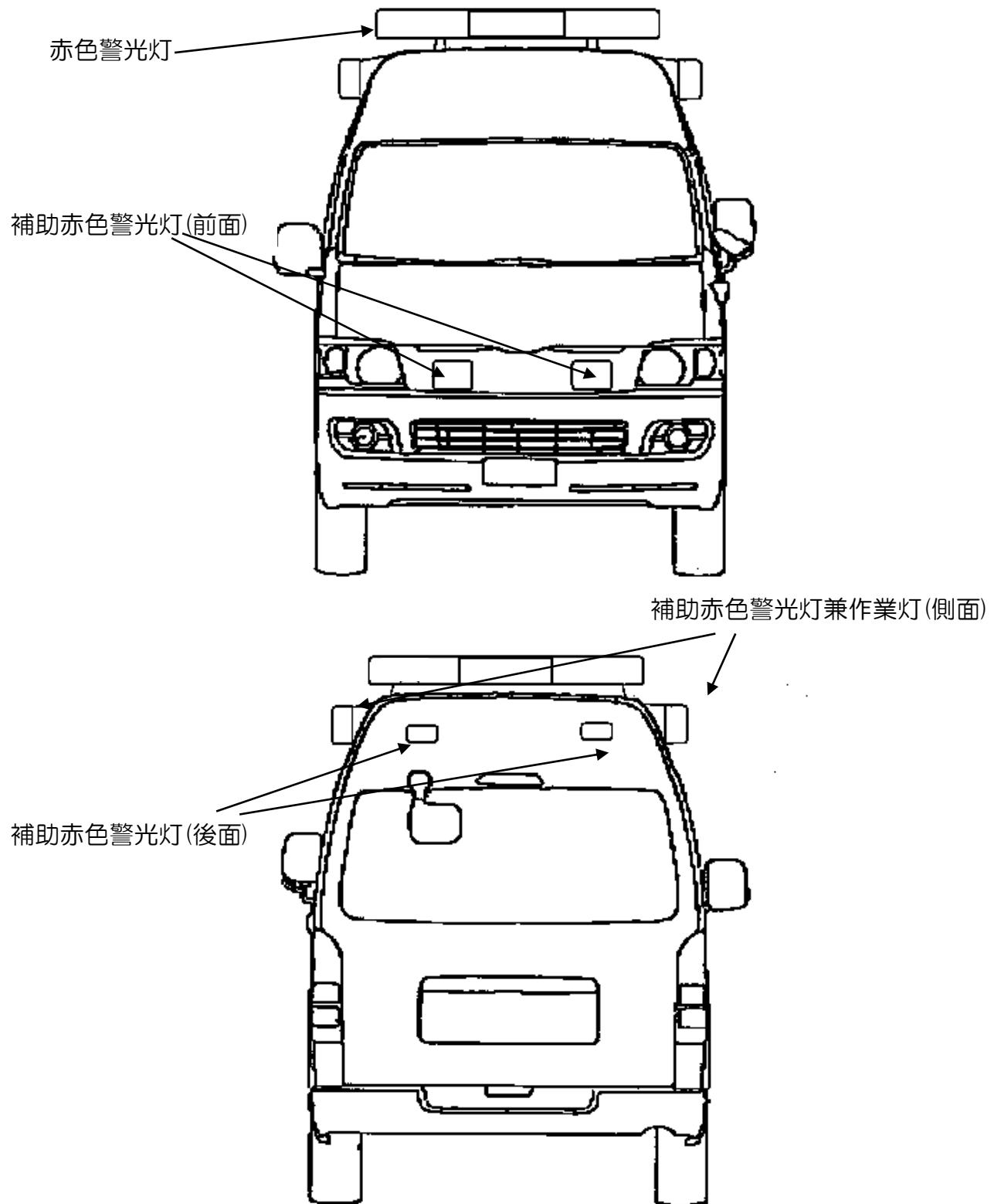
8-1	塗装	
	摘要	詳細等
	(1) 箇所	メッキを施す部分を除き、金属部分は全て塗装をする。 ホイール部分等は塗装しないこと。
	(2) 下地処理	塗装下地はショットブラスト等により完全にサビを除くこと。 プライマー、サフェーサー処理等の下地表面調整を確実に行うこと。
	(3) マスキング	非金属部等の塗装をしない箇所のマスキングは完全にし、塗装しない部分への塗料の付着等は十分注意すること。
	(4) 部品等の脱着	部品等で取り外し可能なものは全て取り外して塗装すること。
	(5) 使用塗料	ウレタン塗料とする。
	(6) 塗装施工	塗装は異物等の付着、タレ等が無いようにし、完璧な仕上げとすること。

	及び仕上げ	と。
	(7) その他	錆びの発生の恐れがある場所については、強力な防錆塗装を実施すること。
8-2	塗装色	
	摘要	詳細等
	(1) 外装部	赤色
	(2) バンパー	赤色
	(3) 縞板及び縞板 ステップ	アルミ表面処理済みの材料は塗装しない。ただし、表面未処理の場合はシルバー、又はメーカー標準仕様色にて塗装後、クリア一塗装で仕上げること。
	(4) その他	その他の部分はメーカー標準仕様色とする。
8-3	メッキ	
	摘要	詳細等
	(1) 箇所	必要な箇所にメッキを施工すること。
	(2) 下地処理	メッキ下地は完全な錆取り、異物の除去を行った後に施工すること。
	(3) メッキの材質	メッキの材質等は、剥離、錆が発生しない高品位のものを選定すること。
8-4	反射テープ(●) 及び再帰性に富んだ反射材(★)	
	摘要	詳細等
	(1) 箇所	●：各ドア及びステップ等(黄色)の周囲全体に反射テープを貼り付けること。 ★：車両左右及び後部に貼りつけること。(赤色) その他指示する箇所に施工すること。
	(2) 種類	●：リフレクサイト AP1000DL ★：3M TM ダイヤモンドグレード TM ：PX9421～PX9472
	(3) 色	承認図打合せ時に指示する。
	滑り止め処置	詳細等
8-5	(1) 箇所	各ドア(ステップ)部分
	(2) 材質	滑り止め加工又は滑り止めシールの貼り付け 縞板部分等に貼りつけること。
	名称の表示及び取扱注意等	
8-6	摘要	詳細等
	(1) 表示する器具 等	スイッチ類 その他、本市の指示する箇所
	(2) 表示の方法	容易に剥離等ないようにする。 金属板又は印刷で表示する。

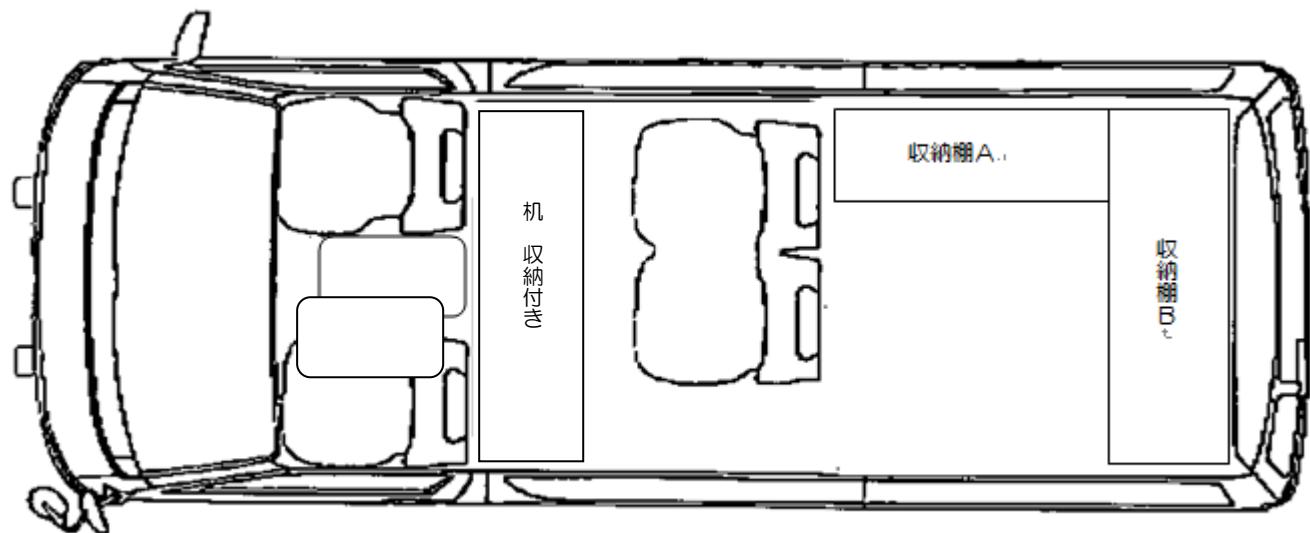
	(3) 表示の内容	絵柄表示を主とする。 入、切 ON、OFF 名称等	
	(4) 取扱注意等	本車両の取扱いについて、注意等を要する事項について、その対処等を表示すること。	
	(5) 上記共通事項	金属プレート、樹脂プレート、屋外装飾用粘着シート等は耐候性の高い材質を使用し容易に剥離しないようにすること。	
8-8	文字記入 記入文字については、各車両の納入場所等を含め、承認図打合せ時に詳細を指示する。		
	位置	文字等	寸法
	(1) 車体前面ボンネット(助手席側)及び後部ドア(右側上部)	① <u>島指1</u> ② <u>牧指1</u>	1-5 (1) 打合せ時に指示する。
	(2) リヤフェンダー(両側面)及び後部ドア	静岡市消防局 SHIZUOKA FIRE BUREAU	1-5 (1) 打合せ時に指示する。 2段書き 丸ゴシック体 白色 ※後部ドアは英語表記なし
	(3) 車体両側面後部上側	① <u>島田指揮隊</u> ② <u>牧之原指揮隊</u>	1-5-(1) 打合せ時に指示する。 丸ゴシック体 白色
	(4) 運転席及び助手席側ドア	ステッカー貼付	1-5-(1) 打合せ時又は1-7中間検査時に現物を示す。 マスコットキャラクター (本市支給品)
	(5) 対空標識(屋根部分)	① 静岡 <u>島指1</u> ② 静岡 <u>牧指1</u>	1-5-(1) 打合せ時又は1-7中間検査時に指示する。 2段書き 丸ゴシック体 白色
	(6) 標識灯	① 島田 ② 牧之原	1-5-(1) 打合せ時又は1-7中間検査時に指示する。 丸ゴシック体 黒色
	(7) 車両積載品及び付属品	指示する文字	品に応じた寸法 丸ゴシック体等(手書き可) 黒色(黒色のものは黄色)
	(8) その他の箇所	指示する文字	1-5-(1) 打合せ時又は1-7中間検査時 書体等、1-5-(1) 打合せ時又は1-7中間検査時

		7 中間検査時に 指示する。	に指示する。
(9) 上記記入色 (屋外装飾用 粘着シート の場合) につ いて	①白 Scotchcal™カラーバリエーション XL シリーズ(不透過タイプ) JS-1000XL ホワイト又は同等品 ②黒 Scotchcal™カラーバリエーション XL シリーズ(不透過タイプ) JS-1500XL ブラック又は同等品 一部の積載品及び付属品等については黒色又は黄色のペイント等でも可とする。		
(10) 上記共通事項	上記、記入文字(文字数を含む)の文字寸法等は変更の可能性があるため、貼付け前に確認後、貼付け作業を実施すること。 屋外装飾用粘着シート等は耐候性の高い材質を使用し容易に剥離しないようにすること。 車体に向かって左から右に、スペースを考慮して体裁よく配列すること。(対空表示については1－5－(1) 打合せ時に指示する。)		

参考図1 (前面・後面)

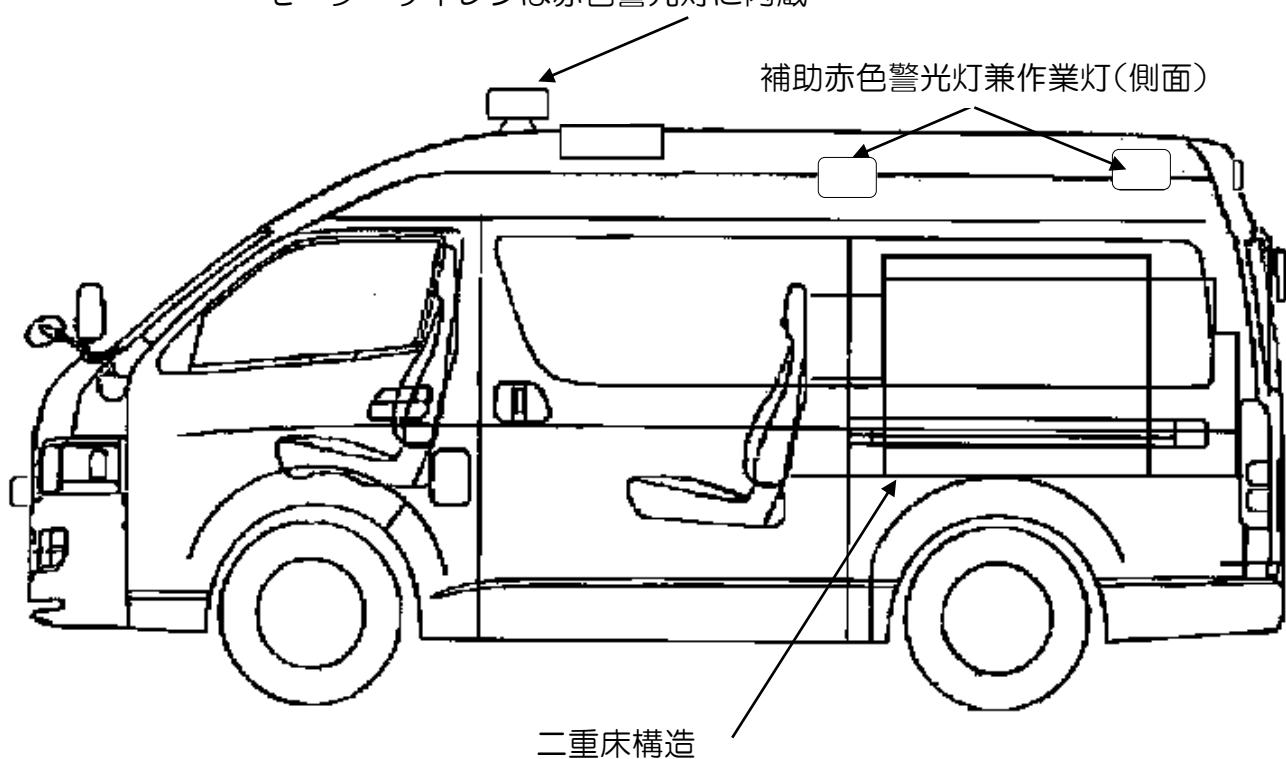


参考図2 (上面[車内レイアウト]・右側面)



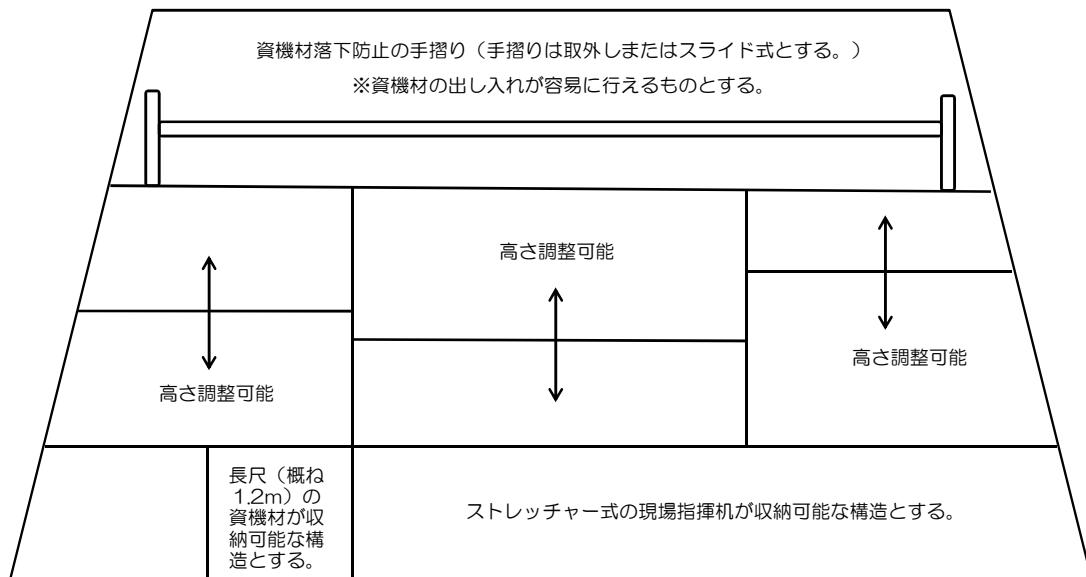
モーターサイレンは赤色警光灯に内蔵

補助赤色警光灯兼作業灯(側面)



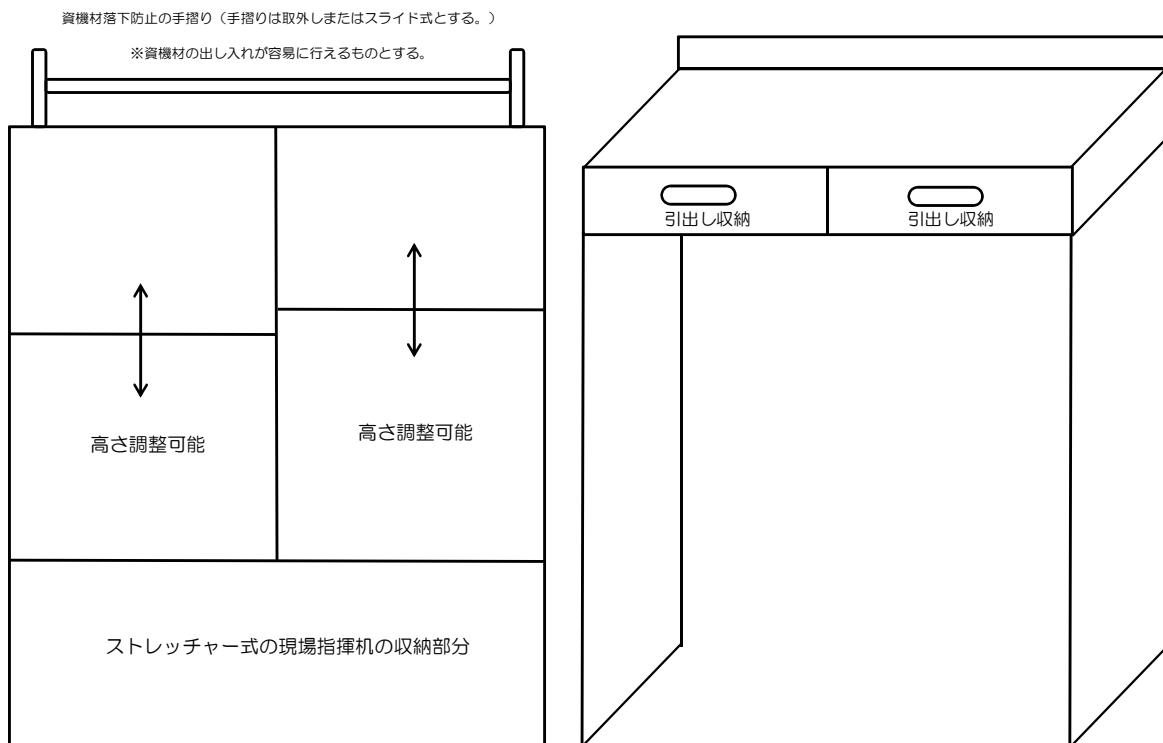
参考図3（机・収納棚A・収納棚B）

収納棚B（荷台後部）



収納棚A（荷台中央右側面部）

机（後席2人掛の座席前）



参考図4 (センターコンソール部分)

